

最低制限価格制度について

- 涌谷町では、令和6年4月入札分から最低制限価格を以下のとおり設定します。
- 予定価格が130万円を超える工事、50万円を超える建設関連業務が対象です。

工事

<p>対象工事 予定価格が130万円を超える工事</p> <p>設定範囲 予定価格の75%～92%の範囲内で設定</p> <p>最低制限価格の計算式</p> <p>① 直接工事費×0.97</p> <p>② 共通仮設費×0.90</p> <p>③ 現場管理費×0.90</p> <p>④ 一般管理費等×0.68</p> <p>上記①～④の合計額（千円未満切捨て）</p> <p>※計算式により算出した額が92%を超える場合は92%とし、75%に満たない場合は75%とする</p>
--

建設関連業務

対象業務 予定価格が50万円を超える業務

業種区分	最低制限価格=①から④の計				設定の範囲
	最低制限価格における直接業務費相当額		最低制限価格における諸経費相当額		
	①	②	③	④	
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×0.48	—	6/10～8/10
建築設計業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×0.6	諸経費×0.6	6/10～8/10
建設コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等×0.48	6/10～8/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×0.9	解析等調査業務費×0.8	諸経費×0.45	2/3～8.5/10
補償コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等×0.45	6/10～8/10
土地改良設計基準を適用した設計業務・用地調査業務	直接人件費	直接経費	技術経費×0.9	諸経費×0.48	6/10～8/10

※計算式により算出した額が上記範囲を上回った（下回った）場合には、上限（下限）で設定